

鉄砲伝来紀功碑文の成立

一、西村天囚と鉄砲伝来紀功碑

天文十二年（一五四三）八月二十五日、一艘の大型異国船が種子島の南端門倉岬に漂着した。当地の地頭西村織部丞時貫は岬に急行。異人たちとの接触を試みるも言葉が通じない。そこで、砂浜に杖で漢文を書いたところ、乗員の明国人五峯なる者と筆談が成立、漂着の顛末を知ることとなった。時貫は島主の種子島時堯に急報するとともに、船を時堯の在所の赤尾木（現在の西之表）に曳航することとした。乗員百数十名は赤尾木の慈恩寺宿坊に入り、時堯と面会した。その際、時堯はポルトガル人の携えていた鉄砲を奇として二挺購入した。これが日本史上の大事件「鉄砲伝来」となる。現在、種子島の門倉岬には、これを記念する「鉄

砲伝来紀功碑」が立っ

ている。二メートル四十センチを超える大きな石碑の裏面には、端正な漢文が

刻まれている。大正十年（一九二二）、その撰文にあたったのは、織部丞から十三代後の子孫にあたる西村天囚であった。

西村天囚（一八六五～一九二四）、名は時彦、字は子駿。大隅国種子島西之表（現在の鹿児島県西之表市）



鉄砲伝来紀功碑

湯浅邦弘

の出身。号は天囚・碩園せきえん。初め郷里の儒者前田豊山まへだほうざんに学び、明治十六年（一八八三）、東京大学古典講習科に官費生として入学。古典講習科の廃止によって中退の後、大阪朝日新聞に入社した。コラム「天声人語」は天囚の命名によるとされる。主著に、博士学位の取得につながった『日本宋学史』がある。天囚は、江戸時代の大阪学問所「懷徳堂」（一七二四〜一八六九）に強く惹かれ、その顕彰と復興を目指した。それは、財団法人懷徳堂記念会の成立、および校舎の再建（重建懷徳堂）として実現した。

がどのような推敲を経て成立したのかが分かる可能性があるであろう。

そこで以下では、門倉岬の石碑に刻まれた碑文、西村天囚の遺文集である『碩園先生文集』所収の碑文、そして種子島で発見された草稿二種を比較することにより、鉄砲伝来紀功碑文の成立を追ってみることにしたい。

二、種子島鉄砲伝来紀功碑に基づく釈読

まず、門倉岬の碑文に基づき、全体を釈読する。筆者はこれまで二度、門倉岬を訪れ、この石碑を目視するとともに、写真撮影して全文を確認している。以下順に、原文、書き下し文、現代語訳、語注を掲げる。原文については、可能な限り碑文に忠実に翻刻し、便宜上、句読点を打つ。空格は□で示す。いずれも直後の語に対する敬意を表したものである。

書き下し文と現代語訳については、漢字を通行字体に改める。原文・書き下し文・現代語訳とも、便宜上五段落に改行する。

（原文）

火器、古稱鐵砲者、今所謂小銃也。其傳來我國在三百八十餘年前。實自我種子島氏始。種子島出左馬頭平行盛朝臣。其子信基公、鎌倉初、封南海十二島、世

ところが近年、種子島の西村家および西之表市の種子島開発総合センター（通称鉄砲館）に天囚関係資料約二千点が残っているとの情報を得、平成二十九年（二〇一七）より現地での資料調査を開始した。その調査の過程で、筆者は、鉄砲館において天囚の自筆草稿を発見した。「五十以後文稿」と題した冊子に何種かの草稿が綴じられている。中でも注目されたのは、鉄砲伝来紀功碑の二種類の草稿であった。

碑文は、石に刻まれることにより、文字通り不朽の命を与えられるのであるが、一方で、その定稿前の過程が知られることは稀である。この草稿により、碑文

治于種子島。因以島氏。十四世孫曰日勝公諱時堯、任彈正忠、叙從五位下、晉左近衛將監。天文十二年癸卯秋八月二十五日丁酉、有一大船漂到西村小浦。西村在島之南端、我遠祖織部君居焉。君諱時貫、有文字、與船客明人五峯者筆語知其爲南蠻商船。乃告日勝公、令輕舸曳船到赤尾木。赤尾木公治所也。

船中有葡萄牙人、手携火器。公觀而奇之以重值購獲其二。織部君亦購之、並就學其術。公又令家臣笹川秀重仿製火藥、八板清定傳鑄造之法。自此鐵砲始傳播海内。事詳于僧文之所作鐵砲記。公之子日恕公諱久時、文祿征韓役屬島津氏、用鐵砲隊有功。爾後鐵砲盛行、弓箭漸廢。至明治維新、兵制一變、我兵皆巧操小銃、素養使然也。方村田銃之創製、亦募工人於種子島。其制雖倣法泰西、然我能自造新式、殆駕而上焉。以致器精兵強、國威益震。豈非以鐵砲之傳久習熟耶。亦可知種子島氏創始之功偉且大矣。

前此、種子島氏儼爲一諸侯、厥後、臣屬島津氏、仍領種子島、禮同公室。維新後還封。至二十七世守時君□特旨列華族授男爵。蓋祖烈之所致云。信基公之孫信眞公有六子、季曰信時君。始賜西村、以爲采邑、因氏。子孫臣事宗家。九世至織部君。自織部君至時彦十三世、世藏其所獲葡萄牙鐵砲。日勝公所獲則當時遺其一於紀州根来杉坊、其一爲家寶。明治丁丑、燬于兵燹。時彦因獻我家所藏、守時君又獻諸官。今陳列游就館者是也。時彦每歸鄉至西村別墅、游御埼而望雲濤無際。其東

則小浦、松青沙白。因想蕃船到此。織部君以杖畫沙而談、遂俾宗家獲瓊寶、以貽後世、而深自耻庸陋不足發揚先德、顧望低徊、久之。頃者、鄉人胥謀樹碑御埼紀用紀厥功、請守時君題碑上。寓書浪華徵時彦文。時彦深感鄉人報本之誠而又樂託不朽也。故不敢辭、謹叙始末、繫以詞曰、

海上三山、其一蜿蜒、我公治焉、垂裕宏遠。控琉引粵、柔撫島蠻、永保爵邑、□王室維翰。西人始至、小浦之濱、來獻匪琛。希世之珍。公曰勿私。命工倣造、傳彼秘奧、廣頒異寶。得之臨敵、賁育不前、得之禦侮、國安疆全。戡亂於内、禁暴於外。繇古訖今、斯器是賴。□皇圖丕闡、國運恢張。推本論功、潛德有光、餘澤靡斬、本支繩繩。勿墜家聲、念祖祇承。貽範可尋、茲表茂績。百世之下、視斯貞石。

大正十年一月 文學博士 西村時彦撰

西之青年會建之

錦戶惣太郎彫刻

（書き下し文）

火器、古は鉄砲と称する者、今の所謂小銃なり。其の我が国に伝来するは三百八十余年前に在り。實に我が種子島氏より始まる。種子島は左馬頭平行盛朝臣あそんより出ず。其の子信基公、鎌倉の初め、南海十二島に封ぜられ、世々種子島を治む。因りて島を以て氏とす。十四世の孫を日勝公ひしやく諱は時堯と曰い、彈正忠

に任せられ、従五位下に叙せられ、左近衛將監に晋む。天文十二年癸卯秋八月二十五日丁酉、一大船有りて西村小浦に漂到す。西村は島の南端に在り、我が家祖織部君焉に居る。君諱は時貫、文字有り、船客明人五峯なる者と筆語して其の南蛮商船為るを知る。乃ち日勝公に告げ、輕舸をして船を曳き、赤尾木に到らしむ。赤尾木は公の治所なり。

船中に葡萄牙人有り、手に火器を携う。公觀て之を奇とし重値を以て其の二を購獲す。織部君も亦た之を購ひ、並び就きて其の術を学ぶ。公又た家臣笹川秀重をして火薬を仿製せしめ、八板清定をして鑄造の法を伝えしむ。此れ自り鉄砲始めて海内に伝播す。事は僧文之の作る所の鉄砲記に詳し。公の子日恕公諱は久時、文祿征韓の役に島津氏に属し、鉄砲隊を用いて功有り。爾後鉄砲盛行し、弓箭漸く廢す。明治維新に至り、兵制一變し、我が兵皆巧みに小銃を操るは、素養然らしむるなり。村田銃の創製に方り、亦た工人を種子島に募る。其の制、法を泰西に倣うと雖も、然れども我能く自ら新式を造り、殆ど駕して上り、以て器精良強、国威益々震うを致す。豈に以て鉄砲の伝久しく習熟するを以てに非ずや。亦た以て種子島氏創始の功偉にして且つ大なるを知るべし。

此れより前、種子島氏儼として一諸侯為り、厥の後、島津氏に臣属するも、仍お種子島を領し、礼は公室に同じうす。維新後、封を還す。二十七世守時君に至り、

く、私する勿かれ。工に命じて倣い造り、彼の秘奥を伝え、広く異宝を頒かつ。之を得て敵に臨めば、實育も前まず、之を得て侮りを禦げば、国安くして疆全し。乱を内に戡り、暴を外に禁ず。古より今に訖るまで、斯の器に是れ頼る。皇凶不いに闡け、国運恢いに張る。本を推し功を論ずれば、潜徳光有り、余沢斬つ靡く、本支繩繩。家声を墜とす勿く、祖を念い祇んで承けよ。貽範尋ぬべく、茲に茂績を表す。百世の下、斯の貞石を視よ。

(現代語訳)

古に鉄砲と称した火器は、今のいわゆる小銃のことである。それがわが国に伝来したのは、三百八十年余り前であり、実にわが種子島氏に由来する。種子島は左馬頭平行朝より出ている。行朝の子の信基公が鎌倉時代の初めに南海十二島に封ぜられ、代々種子島を治めていた。その島の名にちなんで氏としたのである。その十四世の孫を、日勝公、諱は時堯といい、彈正忠に任ぜられ、従五位下に叙せられ、左近衛將監に進んだ。天文十二年八月二十五日、一艘の大船が西村の小浦に漂着した。西村は種子島の南端にあり、わが先祖織部君がいたところである。織部君、諱は時貫は文字の才があり、乗船していた五峯なる者と漢文で筆談して、その船が南蛮商船であることを知った。そこで日勝公(種子島時堯)に告げ、輕船で曳航して赤尾木(種

特旨により華族に列せられ男爵を授かる。蓋し祖烈の致す所と云う。信基公の孫信真公に六子有り、季を信時君と曰う。始めて西村を賜り、以て采邑と為し、因りて氏とす。子孫宗家に臣事す。九世にして織部君に至る。織部君より時彦に至ること十三世、世々其の獲し所の葡萄牙鉄砲を蔵す。日勝公獲し所は則ち當時其の一を紀州根来の杉の坊に遣り、其の一は家宝と為す。明治丁丑、兵燹に燬かる。時彦因りて我が家の蔵する所を獻じ、守時君又た諸を官に獻ず。今、游就館に陳列する者は是れなり。

時彦帰郷する毎に西村別墅に至り、御崎に遊びて雲濤無際なるを望む。其の東は則ち小浦、松青く沙白し。因りて蕃船の此に到るを想う。織部君杖を以て沙に画きて談じ、遂に宗家をして瓌宝を獲しめ、以て後世に貽すも、而して深く自ら庸陋にして先徳を發揚するに足らざるを恥じ、顧望低回、之を久しうす。頃者、郷人胥謀りて碑を御崎に樹てて用て厥の功を紀し、守時君に請いて碑上に題せんとす。書を浪華に寓せて時彦に文を徵す。時彦深く郷人報本の誠に感じて又た不朽に託するを樂しむなり。故に敢て辞せず、謹しみて始末を叙し、繫くるに詞を以てす。曰く、

海上の三山、其の一蜿蜒、我が公焉を治め、裕を垂るること宏遠なり。琉を控え粵を引き、島蛮を柔撫し、永く爵邑を保ち、王室の維翰たり。西人始めて至る、小浦の浜、來たりて匪琛を獻ず。希世の珍なり。公曰

子島北西部、現在の西之表)に到着させた。赤尾木は日勝公の治所である。

船中にポルトガル人がいて、手に火器を携えていた。公はこれを見て珍奇とし、高値でその二つを買求めた。織部君もまたこれを買求め、公とともにポルトガル人からその射撃術を学んだ。公はまた家臣の笹川秀重に火薬を倣い作らせ、八板清定に鉄砲鑄造の法を伝えさせた。ここから鉄砲がはじめて日本国内に伝播したのである。そのことは、僧文之が記した「鉄砲記」に詳しい。公の子の日恕公、諱は久時は文祿年間の征韓の役で島津氏に属し、鉄砲隊を用いて軍功があった。その後、鉄砲は盛んに使用され、弓矢は次第に廢れていった。明治維新に至ると、兵制が一變し、わが国の兵が巧みに小銃を操作できたのは、素養がそうさせたのである。(明治政府が)村田銃を創製するにあたり、また職人を種子島に募った。その製法は、ヨーロッパに倣ったものの、日本の新式を造って、ほとんど凌駕するようになり、兵器は精強で国威は益々振るうに至った。これは鉄砲が古くに伝来し、それに習熟していたからではなからうか。これもまた種子島氏が鉄砲を創始した功績が偉大であることを知るべきである。

これより先、種子島氏は儼然たる一諸侯であり、その後、島津氏に臣従したが、依然として種子島を領有し、礼は公室と同格であった。明治維新後、領地を返還した。二十七世の守時君に至り、特旨によって華族

に列せられ、男爵の位を授かった。祖先の功績がそうさせたのであろう。信基公の孫の信真公に六人の子があり、末の子を信時と言った。はじめて西村を賜って宰領地とし、その地にちなんで氏とした。子孫は代々宗家(種子島氏)に臣従した。九世ののち織部君に至った。織部君から時彦までは十三世、代々そのポルトガル銃を家蔵していた。日勝公が購得した鉄砲は、当時、その内の一つを紀州根来寺の杉の坊に譲り、残りの一つは家宝としたが、明治丁丑(の西南戦争で)、戦火に焼かれてしまった。そこで時彦は家蔵していた鉄砲を献上し、守時君はそれを官に献上した。今、(靖国神社の)遊就館に陳列してあるのがそれである。

時彦は帰省のたびに西村の別荘に赴き、岬を散歩して果てしなき雲と海を眺めた。その東は小浦で、白砂青松。ここに南蛮船が漂着したことに思いを馳せた。織部君は杖で砂浜に文字を書いて筆談し、遂に宗家に宝を獲得させ、後世に残したのであるが、(時彦は)非才のため祖先の徳を発揚することができないのを恥とし、久しく振り返って頭を垂れるだけであった。先頃、郷里の人々が石碑を岬に建ててその功績を記すことを計画し、守時君に石碑の題字を求めた。また大阪に書を寄せて、時彦に撰文を求めた。時彦は郷里の人々が祖先に報いようとする誠の心に深く感動し、また文を不朽の石碑に託するのを喜びとした。よってあえて辞退せず、謹んでその顛末を記し、以下に詞を連ねる。

名に付ける敬称。なお、種子島の西村家には西村天因旧蔵印が多数残されており、その中に、「左馬頭行盛齋」印(陽刻)と「左馬頭行盛之齋」印(陰刻)各一顆がある。



②左近衛將監……左近衛は元近衛府と称された禁中警護に当たる令外官の一つ。そこに、現場指揮官として護衛にあたる將監(判官)数名が置かれた。

③有文字……文字(漢文)の才がある意。後述の草稿A・草稿Bでは、ともにここを「頗解文字」に作る。

④鉄砲記……鉄砲伝来から約六十年後の慶長十一年(一六〇六)、第十六代島主種子島久時が、第十四代島主種子島時堯の功績を顕彰するため、鹿兒島の大龍寺の僧文之玄昌に執筆を依頼した。天因が鉄砲伝来紀功碑文を撰文するに際して、『種子島家譜』とともに参考にした資料の一つであると推測される。現在、その全文を影印し、鮫島宗美氏が書き下し文を加えたものが、西之表市教育委員会種子島開発総合センター編『郷土史料集鉄砲記』(二〇〇一年)という小冊子にまとめられている。

⑤種子島氏創始之功……種子島時堯がポルトガル伝来

海上の三山、その内の一つ(種子島)はうねうねと長く、我が公がここを統治し、広く恩沢を施した。(種子島は)琉球を控え、広東に連なり、島々の蛮人を懐柔し、永く爵邑を保ち、王室の支えとなっていた。ヨーロッパ人が初めて小浦の浜に至り、あの宝を献上した。稀代の珍宝である。公は言われた、これを私してはならないと。そして工人に命じて模倣して造り、その秘奥を伝え、広くこの異宝を分け与えた。これを得て敵に望めば、孟賁・夏育という勇者も前に進むことができず、これを得て侮る敵を防げば、国家は安泰となる。乱を内に鎮め、暴を外に禁ずるのだ。古より今に至るまで、その兵器は頼みとなるものであった。国の版図は大いに開け、国運は大いに伸張する。その大本をたどり、功績を論ずれば、隠れていた徳も光り輝き、先人の恩恵は絶たれることなく、いつまでも連綿と続く。家の名声を落とすことなく、祖先を思い謹んで継承せよ。先祖の遺訓を尋ね、ここにその盛んな業績を顕彰する。百世の後も、この石碑を見よ。

(語注)

①左馬頭平行盛朝臣……平行盛(?)(一一八五)は、平清盛の次男の平基盛の長男。左馬頭は官名。朝廷保有の馬を管理する馬寮(左馬寮・右馬寮)の内、左馬寮の長。朝臣は、もともと天武天皇の時に制定された八色の姓の第二位。のち、五位以上の人の姓

の火繩銃を私せず、家臣の笹川秀重に火薬を倣製させ、八板清定に鑄造法を伝えさせることによって国产化に成功し、火繩銃が日本各地に伝わっていったという功績を指す。

⑥特旨列華族授男爵……種子島氏第二十七代守時が明治三十三年(一九〇〇)、男爵に列せられたことをいう。これには、その前年六月に西村天因が種子島家の功績を記して刊行し、天覧に達した『南島偉功伝』(全一冊、上下巻)の影響があったとされる。同書下巻には、「鉄砲記」の項目があり、その内容や文章の一部が、この碑文にも援用されていることが分かる。また同書の凡例冒頭には、「種子島氏の門地功業、並に高く兼ね隆なりと雖も、志乗未だ備らざるを以て、世に顕揚せず、時彦深く之を悲しみ、浅学不文、叨に自ら揣らす、其事略を叙して、二巻を編成し、南島偉功伝と曰ふ」と記す。本稿で後述する「石碑に込めた天因の思い」に通ずるものがあると言えよう。

⑦紀州根来杉坊……僧文之『鉄砲記』によれば、紀州根来寺の杉ノ坊某公という者が、千里を遠しとせずして鉄砲を求めたので、時堯がそれに感じ入り、「我の欲する所は亦た人の好む所なり。我豈敢て独り己に利して置に韞めて之を蔵せんや」と述べ、一挺を贈ったという。根来衆は鉄砲を駆使した僧兵集団として戦国時代に活動した。

⑧明治丁丑、燬于兵燹……明治十年（一八七七）の西南戦争によって、種子島氏所蔵の鉄砲が焼失したと。同年二月八日、種子島私学校徒は軍艦寧靜に乗船して田ノ脇を出港。鹿児島各地で奮戦した。

⑨今陳列遊就館者是也……遊就館は靖国神社の宝物館。天囚は「今」すなわち大正十年（一九二一）の時点で、遊就館に種子島の火縄銃が陳列されていると述べる。これについて、種子島氏の家系と事績を記した『種子島家譜』には、明治二十四年（一八九一）、種子島氏所蔵のポルトガル銃を、島の儒者で天囚の師でもある前田豊山（名は讓蔵）が東京に持参して遊就館に陳列され、それが天覧に達したことが記されており、また、同年五月の土方久元宮内大臣から前田讓蔵宛て書簡に、「天覽濟二付及御返附」の旨が記載されている。よって、ポルトガル伝来の火縄銃は、明治二十四年に遊就館に陳列された後、一旦種子島に返却され、その後、天囚がこの碑文を撰文していた頃、再び遊就館に展示されたと推測される。さらに、昭和十八年（一九四三）の遊就館『弓矢鉄砲展覽会出陳目録』の「鉄砲の部」に「葡萄牙人が初めて種子島に齎したる銃の銃身」とあることから、昭和の時代にも展示されたことが分かる。なお現在、この火縄銃は、遊就館ではなく、種子島開発総合センター（鉄砲館）に展示されている。

⑩寓書浪華徵時彦文……天囚は、大正十年（一九二一）

能奪也」（張馮汲鄭伝）などに見える。

⑭西之青年會……「西之」は旧「西之村」。門倉岬のある、現在の種子島南種子町内の地名。

三、『碩園先生文集』所収「鉄砲伝来紀功碑」との比較

天囚が亡くなってから十二年後の昭和十一年（一九三六）、財団法人懷徳堂記念会は『碩園先生遺集』を刊行した。線装本全五冊である。その中の『碩園先生文集』巻二に「鉄砲伝来紀功碑（辛酉一月）」が収められている。干支の「辛酉」は天囚が撰文した大正十年（一九二一）である。

この文集には天囚の最終稿が収録されているはずであるが、門倉岬の碑文とは相違がないのであろうか。念のため、確認する。

結論を先に言えば、門倉岬の碑文とは大きな違いがない。ただ、細かな点ではあるが以下のような相違も認められる。

（第一段落）

・種子島出左馬頭平行盛朝臣……「種子島」を「種子島氏」に作る。
・叙従五位下……「叙」を「敘」に作る。但し、これは新字・旧字の違いであり、これに類する相違

宮内省御用掛に任ぜられ、十月三日、東京五反田大崎の島津邸役宅に転居するが、それ以前は、大阪市北区松ヶ枝町に住んでいた。ここに「浪華」とあるのは、そのためである。なお、天囚は、その前年の大正九年五月、文学博士の学位を授けられている。この碑文の末尾に「文学博士」と記されているのはそのためである。

⑪海上三山、其一蜿蜒……三山とは、鹿児島島の南の種子島・屋久島・口永良部島を指す。西村天囚『南島偉功伝』の「外交」の部に、「種子島は古より、南邊の要衝と稱せらる、……但し当時の多嶺島は屋久恵良部を合併せし者ならん」とある。「蜿蜒」とは、蛇のようにうねうねと長い様。種子島が南北に細長い地形をしていることによる。

⑫控琉引粵……種子島が南西諸島や中国大陸に海上交通で連なることをいう。「琉」は琉球（沖縄）、「粵」は中国南部沿岸の広東地方を指す。なお、後述の草稿Aにはこの「詞」の部分はなく、草稿Bでは朱筆で「控琉引越」と記されている。

⑬賁育……中国古代の勇者の孟賁と夏育。ともに伝説的な強者で、生きている牛の角を引き抜いたとされる。「漢書」翟方進伝の顔師古注に、「賁謂孟賁、育謂夏育、皆古之勇士」とある。また、この二人をまとめた定型的な表現として、同じく『漢書』に、「雖賁育之勇不及陛下」（爰盎鼂錯伝）、「雖自謂賁育弗

は他にもいくつかある。以下では省略する。

・天文十二年癸卯秋八月二十五日丁酉……「八月二十五日」の後の「丁酉」を欠く。

・我遠祖織部君居焉……「我遠祖」を「我家祖」に作る。

（第二段落）

・日勝公所獲則當時遣其一於紀州根来杉坊……「遣」を「遺」に作る。

この内、やや留意したいのは、第三段落の「遣」と「遺」の相違であろう。ここは、日勝公種子島時堯が家宝としていたポルトガル伝来の火縄銃二挺の内一挺を紀州根来寺の杉の坊に譲ったことを言っているの、門倉岬の碑文の通り、「遣」（やる、おくる）の方が良いと思われる。もつとも、「遺」の初義は「のこす」であるが、また「おくる、あたらう」の意もあるので、もしその意味で使っているとしたら大差はない。漢字の字形が近いために『碩園先生文集』は「遣」に作ったと考えられるが、他にも何か原因があるかもしれない。

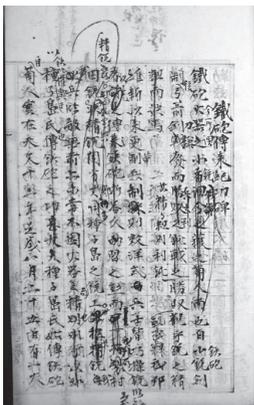
第一段落の相違の内、「種子島」と「種子島氏」とは、文意の上からは「種子島氏」が良いと思われる。種子島氏がもとと平氏から出ていることを述べているからである。石碑はなぜ「種子島」としたのであろうか。ここだけからは分からない。

また、「八月二十五日丁酉」の「丁酉」を『碩園先生文集』の方が欠いている理由、さらには、「我遠祖織部君」を「我家祖織部君」に作っている理由も、こ
こだけでは分からない。これらの点については、ある
いは鉄砲館所収の草稿に何らかの手がかりがあるかも
しれない。そこで次に、二種の草稿を検討してみたい。

四、鉄砲館所蔵「鉄砲伝来紀功碑」草稿の解析

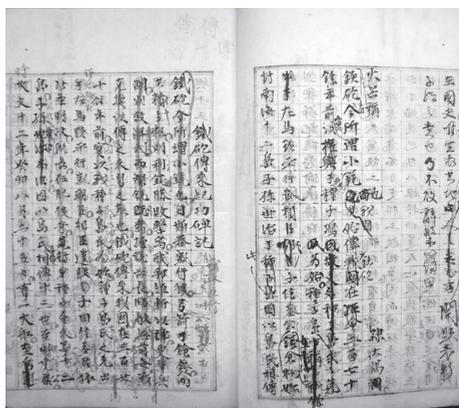
種子島の鉄砲館には、「五十以後文稿」と題する冊
子があり、そこに鉄砲伝来紀功碑の草稿が二種確認さ
れる。冊子のはじめに、袋綴じにされた原稿用紙三丁
と、続いて、同様の三丁とが収められている。いづれ
も先に何かを記した原稿用紙を裏返して再利用してい
る。今これを綴じの順に従って、「草稿A」「草稿B」
と仮称する。

草稿A「鉄砲伝来紀功碑」には、墨筆の見せ消
ちが多くあ
る。その修
正をすべて
反映させ
たとして
も、全体的
に門倉岬の
碑文とはか



草稿A冒頭部

なりの相違
が認められ
る。また、
碑文第五段
落に相当す
る「詞」が
見られない。
そして、最
終葉末尾に
は、推敲の
結果を改め
て書き直し
たと思われ
る漢文二条
が附記されて
いる。



草稿A末尾 (右) と草稿B冒頭部

一方、草稿Bは「鉄砲伝来紀功碑記」と題し、朱筆
で多くの書き込みと見せ消ちがあるほか、最終葉には、
原文第五段落に相当する「詞」が朱筆で記されている。
その「詞」は原則四字句の韻文であるためか、すべて
四字句と四字句の間を一字分空格としている。

それでは、草稿AとBはどのような関係にあると言
えるであろうか。その手がかりをまず冒頭部に求めて
みよう。

草稿Aの冒頭は「鐵砲火器之小者、謂今之獲之葡人
而也、自小銃創製、弓箭劍戰廢」と記した後、見せ消

ちで多くの訂正を加え、「鐵砲今所謂小銃也、自鉄砲
創製後、弓箭刀鎗廢」とまとめている。

これに対して、草稿Bは「鐵砲今所謂小銃也、自斯
器盛行後、弓箭刀鎗廢」と書き出し、そこに朱書きで
訂正を加え、「自鐵砲盛行、弓箭刀鎗廢」としている。
この関係を念のため図示してみよう。

草稿A (修正前) 鐵砲火器之小者、謂今之獲之葡人
而也、自小銃創製、弓箭劍戰廢

草稿A (修正後) 鐵砲今所謂小銃也、自鉄砲創製後、
弓箭刀鎗廢

草稿B (修正前) 鐵砲今所謂小銃也、自斯器盛行後、
弓箭刀鎗廢

草稿B (修正後) 自鐵砲盛行、弓箭刀鎗廢

すぐに分かるのは、草稿A (修正後) と草稿B (修
正前) とがほとんど同じであるという点である。ここ
から、まずは草稿Aの修正を反映したものが草稿B (修
正前) ではないかと推測される。すなわち、草稿Aが
第一次草稿、草稿Bがそれを踏まえた第二次草稿であ
ると考えられるのである。このことは、草稿Bにのみ、
碑文第五段落に相当する「詞」が朱書きされているこ

とからも裏付けられよう。草稿Aは初期段階の第一次
草稿であり、まだ「詞」も書かれる前のものであった。
そこに書き込んだ各種修正をとりあえず反映させたの
が草稿Bであり、ここにはようやく「詞」が朱書きさ
れ、さらに多数の修正が加えられていく。

その結果、修正が混交し、自身でも分かりにくくなっ
たのであろう。天囚は、二条について、別途、草稿A
の最終葉の余白に書き直したと考えられる。その場所
を選んだのは、たまたまそこに余白があり、草稿Bに
は余白がまったくなかったからであろう。

冒頭的一条については、「鉄砲今所謂小銃也、其始
傳我國、在距今三百七十餘年前」と書いた上で、そこ
に訂正を加えて、結局、「火器稱鉄砲者、今所謂小銃也、
我國始傳鉄砲在三百七十餘年前」と落ち着かせている。
但し、草稿B (修正後) と草稿A余白 (修正前) に
はかなりの違いが生じているが、この落差はどのよう
に理解されるであろうか。これについては、草稿Bを
今一度確認することで推測できるであろう。

草稿Bをはじめ、「鐵砲今所謂小銃也、自斯器盛行後、
弓箭刀鎗廢」と記されたが、天囚は朱線で「今所謂小
銃也」を消し、「鐵砲」を「自」の後に移すとともに、
「斯器」を削る指示をした。これにより、この冒頭部
は極端に短くなり、「自鐵砲盛行、弓箭刀鎗廢」となっ
た。しかし天囚は、再度確認して、やはり修正前の方
が良かったと思ひ直した。だが、その修正をそこに書

き込むと修正指示が錯綜して、非常に分かりにくくなることを懸念した。そこで、草稿A末尾の余白に、草稿B（修正前）を復活させる形で改めて「鉄砲今所謂小銃也」と記し、そこに、その伝来が「三百七十餘年前」だったことを続けたのではなからうか。

また、「自鐵砲盛行、弓箭刀鎗廢」の二句はこれにより削除されてしまったように見えるが、実は、碑文第二段落の半ばに、「文祿征韓役属島津氏、用鐵砲隊有功。爾後鐵砲盛行、弓箭漸廢」として使われているすなわちこの二句は完全に削除されたのではなく、場所を移したのである。このように考えると、草稿A↓草稿B↓草稿A末尾余白↓門倉岬碑文の流れが無理なく理解されるであろう。

この流れは、また別の角度からも確認される。それは草稿Aに四箇所、各一行分または半行程度の空白が見られる点である。例えば、草稿A本文の三行目はほぼ空白となっているが、これは、二行目に対する訂正を左の三行目に書いたため、本文を記す余地がなくなったからであろう。他の三箇所も同様である。つまり、草稿Aは、書く側から息つく間もなく訂正を加えていった原稿であると推測される。これに対して、草稿Bにはそうした空白は見られない。一旦全文を墨筆で書いた後に、一息入れてから朱で修正を加えていった原稿であると考えられる。やはり、草稿Aから草稿Bという流れは確実であろう。そして、その草稿Bの

後、弓箭刀鎗廢

← 草稿B（修正後） 自鐵砲盛行、弓箭刀鎗廢

← 草稿A余白（修正前） 鉄砲今所謂小銃也、其始傳我國、在距今三百七十餘年前

← 草稿A余白（修正後） 火器稱鉄砲者、今所謂小銃也、我國始傳鉄砲在三百七十餘年前

←（最終稿）

← 門倉岬碑文 火器古稱鐵砲者、今所謂小銃也。其傳來我國在三百八十餘年前

このような経緯で完成に近づいていったと推測される。ただ、この冒頭部のみでは、やや不安も残るので、もう一箇所、同様の検討を行って、この仮説を検証してみよう。

碑文第四段落の冒頭は、天囚が帰郷するたびに門倉岬を訪れ、鉄砲伝来に思いを馳せるという内容であった。門倉岬の碑文では、「時彦每歸郷至西村別墅、游御埼而望雲濤無際。其東則小浦、松青沙白」となっている。これに対して、草稿Aは、「予每至西村別業、

一部が草稿A末尾余白に書き込まれたと考えられる。これこそ、門倉岬の碑文に見られる最終形態に最も近いものなのである。

但し、草稿Aと草稿B（修正後）と草稿A末尾余白の書き込みとはかなりの相違もあることから、草稿A末尾余白の書き込みは、草稿Aを受けて書かれたものという可能性も残るであろう。この点については、そこに記されたもう一条の漢文を後に考察することとし、ここでは仮説としておいて検討を先に進めよう。

また、もう一点留意しなければならないのは、草稿B（修正後）や草稿A末尾余白（修正後）が直ちに門倉岬の碑文となったのではないという点である。碑文との間にはなお若干の相違が認められるからである。従って、これらの修正を踏まえた原稿が少なくとももう一稿あったと推測される。これを「最終稿」と仮称した上で、改めて以上の関係を图示してみよう。

草稿A（修正前） 鐵砲火器之小者、謂今之獲之葡人而也、自小銃創製、弓箭劍戰廢

← 草稿A（修正後） 鐵砲今所謂小銃也、自鉄砲創製後、弓箭刀鎗廢

← 草稿B（修正前） 鐵砲今所謂小銃也、自斯器盛行

游御埼神祠、御埼壁立海上、雲濤無際。其東白砂青松に作った後、若干の書き込みを加えて、「予每歸郷至西村別業、游御埼神祠生、御埼壁立海濤無際。其東白砂青松」としている。

一方、草稿Bは「予每歸郷至西村別業、游御埼祠、御埼壁立海上、雲濤無際。其東則松青沙白」と記した上で、朱筆による若干の書き込み・修正を加え、「時彦每歸郷至西村別業、游御埼祠、御埼壁立海上、雲濤無際。其東則青松白砂」としている。この草稿B（修正後）が、門倉岬の碑文に最も近い。この関係を念のため图示しておく。

草稿A（修正前） 予每至西村別業、游御埼神祠、御埼壁立海上、雲濤無際。其東白砂青松

← 草稿A（修正後） 予每歸郷至西村別業、游御埼神祠生、御埼壁立海濤無際。其東白砂青松

← 草稿B（修正前） 予每歸郷至西村別業、游御埼祠、御埼壁立海上、雲濤無際。其東則松青沙白

← 草稿B（修正後） 時彦每歸郷至西村別業、游御埼祠、御埼壁立海上、雲濤無際。其東則青松白砂

(最終稿)

←

門倉岬碑文
時彦每歸郷至西村別墅、游御埼而望
雲濤無際。其東則小浦、松青沙白

やはり、草稿A(修正後)と草稿B(修正前)が類似していること、そして、草稿B(修正後)と門倉岬の碑文が類似していることが分かるであろう。また、草稿Aと草稿B(修正前)までは自身のことを「予」と称していたものが、草稿B(修正後)と門倉岬の碑文では、「時彦」に改めていることも分かる。よって、ここからも、草稿Aが第一次草稿であり、その修正を反映させたのが草稿Bであると考えられる。

もつとも、草稿A(修正後)と草稿B(修正前)が類似していることから、逆に、草稿Bが先に書かれ、草稿Aがその後に書かれたのではないかの疑問も生じよう。しかし、その可能性はほとんど考えられないであろう。なぜなら、その場合は、草稿B(修正後)が大きく変化して草稿A(修正前)となり、そこに修正が加えられたものが草稿の最終形態になるはずであるが、それは門倉岬の碑文とはかなり異なるものと言わざるを得ず、はじめの草稿からはむしろ後退するという極めて不自然な流れになるからである。またそのように考えると、せつかく草稿Bで書いた「詞」をな

←

草稿A末尾余白(修正前) 種子島氏之先、出于左馬頭

平行盛朝臣

←

草稿A末尾余白(修正後) 種子島之先、左馬頭平行盛

朝臣

ここからも、先に一旦保留としておいた問題が解決するであろう。すなわち、草稿A末尾余白の漢文は、やはり草稿Bを受けて書かれたという点である。もし草稿Aに修正の必要があったのであれば、他の箇所と同じように、該当部分の右または左に見せ消ちで修正を加えればよかつたはずである。ところがこの部分については、草稿Aにはまったく修正の跡がない。とすれば、修正のない草稿Aを、わざわざ草稿A末尾に書き改める必要もない。草稿Bでの修正が錯綜したからこそ、草稿Bを踏まえて、草稿A末尾余白に改めて書いたと考えるのが自然である。やはり、草稿A↓草稿B↓草稿A末尾余白↓門倉岬碑文、という流れは確実であろう。

そしていづれにしても、これらの草稿段階でも、「種子島」と「種子島氏」との揺れがあることが分かる。天囚は、種子島を主語にしようとしたのか、それとも種子島氏のことを書こうとしたのか、自身でもやや揺れていたのである。それが、門倉岬の碑文と『碩園先

ぜ草稿Aで削ってしまったのかという疑問が生じ、それにも答えられなくなる。やはり、草稿Aが第一次草稿、草稿Bが第二次草稿と考えておくのが妥当であろう。

では、先に懸案としておいた諸点について、この草稿から何か手がかりが得られるのであろうか。

まず、第一段落の「種子島」と「種子島氏」について。草稿Aは「種子嶋氏出于太政大臣平清盛之孫左馬頭平行盛朝臣」に作り、修正を加えていない。草稿Bは「種子島氏之先、出于左馬頭平行盛朝臣」とした上で、朱で訂正を加え、「種子島古稱多嶺、鎌倉初封左馬頭平行盛」とする。そして、それを反映させたとと思われる草稿A末尾の余白では、一旦「種子島氏之先、出于左馬頭平行盛朝臣」とした上で、墨筆での見せ消ちで「種子島之先、左馬頭平行盛朝臣」としている。この関係を図示してみよう。

草稿A(修正なし)

種子嶋氏出于太政大臣平清盛之孫左馬頭平行盛朝臣

←

草稿B(修正前) 種子島氏之先、出于左馬頭

平行盛朝臣

←

草稿B(修正後) 種子島古稱多嶺、鎌倉初封

左馬頭平行盛

生文集』との相違になって現れたと推測される。

次に、異国船が漂着した日の干支について、「八月二十五日丁酉」の「丁酉」を『碩園先生文集』の方は欠いていた。この点について、草稿A(修正前)では、はじめこを「八月二十五日、有一大船至種子島之端之西村」としていたが、「島之端」を「島南端」に改めて「八月二十五日、有一大船至種子島南端之西村」とし、草稿Bでは「八月二十五日、有一大船至島之端西村」と記した後、訂正を加え、「八月二十五日、有一大船至西村海岸」としている。ここでも草稿Aを受けて草稿Bがとりあえず書かれ、そこにさらに修正を加えていった状況が明らかになる。そしていづれにしても、二種の草稿には、修正の前後を問わず「丁酉」の二字は見られない。従って、最終段階で「丁酉」が加えられ、門倉岬の碑文にはそれが反映されたものの、『碩園先生文集』用の原稿ではそれが落ちてしまったと推測される。「丁酉」の欠落は偶然かもしれないが、もともとの草稿になかつたことも、何らかの影響があつたのかもしれない。

次に、「我遠祖織部君」を『碩園先生文集』が「我家祖織部君」に作っている点はどうであろうか。草稿Aではこを「西村織部丞時貫君」と記した上に、見せ消ちで「我祖織部丞時貫君」と修正し、草稿Bではこの修正を反映して「我祖織部丞時貫君」と記し、この部分については訂正を加えていない。とすれば、こ

こから門倉岬の碑文完成までの間に手が加えられ、碑文では「我遠祖織部君」となり、『碩園先生文集』では「我家祖織部君」になったものと推測される。このような違いが生じたのは、草稿段階では単に「我祖」だったものが最終段階直前で修正され、表記が揺れたからではなからうか。

さらに、第三段落の「遣」と「遺」の違いについても、草稿を確認してみよう。草稿Aでは、ここを「遣其一於紀州根来杉坊」に作り、草稿Bは「其一遣諸紀州根来杉坊」に作る。従って、門倉岬の碑文は草稿Bを受けて「遣」としたが、『碩園先生文集』は字形が似ていることから、あるいはかつての草稿Aに引きずられたためか「遣」に作ったと推測される。いずれにしても、「贈る」の意で天囚は使っていたのであろう。以上のように、種子島鉄砲館所収の草稿二種は、鉄砲伝来紀功碑文の成立について重要な手がかりを与えてくれるのである。改めて結論を整理すれば次のようになる。

まず草稿Aが第一次草稿として書かれ、そこに墨筆で慌ただしく修正が加えられた。その修正を反映する形で記されたのが草稿Bである。しかし、天囚の修訂作業は続き、その草稿Bにも朱筆で加筆修正が施され、その内、特に二条については、修正結果を踏まえて草稿A末尾の余白に墨書した。一方、草稿Bには、草稿Aではまだ書かれていなかった第五段落相当部の

そこにちように、郷里から碑文建立の計画が知らされ、自身に撰文の依頼があったことを喜びとするのである。天囚にとって、先祖と郷里の功績に報いることができるのは、まさに自身の漢文力によってであったろう。それがようやく発揮できることに感激しているのである。

ちなみに、草稿Aは、ここを「想織部君与大明儒生以杖筆語沙上、以文学之士、獲戰陣之美名……」に作り、見せ消ちで修正して、「想蕃船到此、織部君与舊明儒生以杖筆語沙上、遂獲瓊寶、光後世而自深恥時彦……」とする。これを受けた草稿Bでは、まず「想蕃船到此、織部君筆談沙上、遂獲瓊寶、以光後世、而自深恥譎陋之資、不能發揚先德」と記した後、朱で若干の修正を加えて、「想蕃船到此、織部君筆談沙上、遂獲頼宗家之瓊寶、以光後世、而自深恥譎陋之資、不能發揚先德」としている。これも念のため図示しておく。

草稿A（修正前） 想織部君与大明儒生以杖筆語沙上、
以文学之士、獲戰陣之美名……

← 草稿A（修正後） 想蕃船到此、織部君与舊明儒生以杖
筆語沙上、遂獲瓊寶、光後世而自
深恥時彦……

← 草稿B（修正前） 想蕃船到此、織部君筆談沙上、遂獲

「詞」が朱筆され、これにより一応完成形態に近づいた。また、門倉岬の碑文と『碩園先生文集』所収の碑文とで若干の相違が見られる箇所については、草稿段階でも表記の揺れが認められ、それが影響したと考えられたのである。

五、碑文に込めた天囚の思い

それでは、この八百三十字を超える長大な漢文に、天囚はどのような思いを込めたのであろうか。その思いが表出していると考えられるのは、特に第四段落の「時彦」からであろう。それまでは、歴史を振り返り、経緯を淡々と記していた筆致がここで急変する。天囚自身が門倉岬に立ち、はてしない雲と海を眺めながら鉄砲伝来に思いを馳せるのである。その思いとは具体的にどのようなものか。それを端的に示すのは、「恥」という言葉であろう。

第四段落を振り返ってみよう。天囚は、かつて門倉岬の東側の小浦に異国船が漂着したことを想う。そして、先祖の織部丞時貫の筆談により、火繩銃という宝が種子島にもたらされ、また、種子島時堯がそれを私せず、に国産化したことよって戦国時代から明治時代に至る日本の歴史が切り拓かれたことを振り返る。しかしながら、そのことを、自身の不才のため充分に顕彰できていないことを長く遺憾としていたのである。

← 草稿B（修正後） 想蕃船到此、織部君筆談沙上、遂獲
瓊寶、以光後世、而自深恥譎陋之
資、不能發揚先德

← 草稿A（修正後） 想蕃船到此、織部君筆談沙上、遂獲
頼宗家之瓊寶、以光後世、而自深
恥譎陋之資、不能發揚先德

← （最終稿）

← 門倉岬碑文 因想蕃船到此。織部君以杖畫沙而談、
遂俾宗家獲瓊寶、以貽後世、而深
自耻庸陋不足發揚先德

このような段階を踏んで、徐々に門倉岬の碑文に近づいていったことが分かるであろう。

そして、草稿Aにはもともとなかった「恥」の語が修正によって加えられ、それが草稿Bと門倉岬の碑文に継承されたことも理解される。先祖と郷里の顕彰が充分にできていなかったとの思いは、自身に強くなるしかかっていたのであろう。草稿A・Bに見られる激しい推敲の跡は、天囚が自分自身と厳しく格闘していたことを示している。

天囚は碑文の最後をこう締めくくる。「貽範尋ぬべく、茲に茂績を表す。百世の下、斯の貞石を視よ」と。美文調の「詞」であるから、定型的とも言えようが、

やはり、万感の思いがこの結語に現れたとも考えられる。西村織部丞の子孫という宿命を背負って種子島に生まれた天囚は、この碑文の完成により、先祖と郷里の顕彰という大きな悲願を果たしたのである。

【附記】 草稿A・Bの写真掲載については、種子島開発総合センター（鉄砲館）のご許可をいただきました。また、現地で継続して進めている資料調査については、西村貞則氏、西之表市、鉄砲館の各位より、格別のご高配・ご教示を賜っています。ここに厚く御礼申し上げます。

（大阪大学大学院文学研究科教授）